

県南広域振興局長告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月23日

県南広域振興局長 細川 倫史

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310500228	花巻市社会福祉協議会指定東和障害者居宅介護事業所	花巻市東和町安俵6区71番地	平成30年4月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310500228	花巻市社会福祉協議会指定東和障害者居宅介護事業所	花巻市東和町安俵6区71番地	平成30年4月1日